

かいじ 開示ケース：「配慮」の理由を開示しますか？

ケースを読む前に

- (1) あなたは、自分の授業で、受講生がサングラスをかけたまま、あるいはヘッドフォンをつけたままでいるのを見たら、どう対応しますか？しかも本人がそのことについて、何の説明もしようとしないとしたら？
- (2) 授業に積極的に参加しようとしなくていい人が教室内にいと、他の学習者は、あまり愉快ではありません。しかし、「積極的に参加」しようとしているかしていないかを、みんなどのように判断していると思いますか？逆に、どのように振る舞えば、「積極的に参加」していることになるのでしょうか？
- (3) 「一般に障害・病気と思われる」特性をもった学生に対し、「それ、クラスの皆に理由を説明したら、皆、わかってくれると思う」と言いたくなかったことはありませんか？しかし、当の本人が、それを自分の弱みと考え、他人に知られたくないと思っていたら、どうしますか？

世の中には、「感覚過敏」で困っている人々がいます。多くの人には何でもない音が爆音に聞こえる「聴覚過敏」、多くの人には何でもない明るさの光を耐えがたいほど眩しく感じる「視覚過敏」など、いろいろな過敏があります。この過敏さが社会生活を営むのに支障が出るほどだと「障害」と扱われたりもします。

このケースでは、「聴覚過敏」ではないかと思われる学習者を取りあげます。「聴覚過敏」は、他の人には何でもない音が大きな音に聞こえるというだけでなく、不安感、不快感、痛みなどを伴い、当事者にとっては深刻な問題だということにご注意ください。

ケース：発表会でヘッドフォン(?)をつけている学生

森田先生は、首都圏の某大学の留学生センターで日本語を教えています。ある国の留学生Sさんの件で困っています。その留学生は、(見かけで人を判断してはいけませんが)大柄で、髭面でいかつい感じの男性で、ちょっと怖い感じの印象を人に与えます。

そのセンターではコースの最後に発表会をします。その発表会は、センターの教員がそろって出席し、関係者も招かれ、2日間にわたって行われる大がかりな公式行事です。

問題は、その発表会の初日の午前中、Sさんが発表のため壇上に立ったとき起こりました。Sさんは、いきなり「プレゼンの音声がかうさくてがまんできかない」と聴衆に訴えました。大きな会場なので、発表者はマイクを使い、スピーカから増幅した音声を流していましたが、もちろん、不快に感じるような爆音では決

してありません(と、森田先生には思えました)。

そして、Sさんは、自分の発表のあと、ずっとヘッドフォンを装着して会場にいました(音楽を聴いていたわけではないようです)。周囲はざわつきました。「他人の発表を聞くつもりがない」という挑戦的な態度に見えたからです。

Sさんは、ふだんの教室でも反感をもたれがちで、いっしょにグループワークをしたくない相手だと思われていました。誰に対しても、態度が批判的で攻撃的であるように見えたからです。「まちがいが許せない」という態度で授業に臨んでいるようでした。また、とてもプライドが高いように見えました。また、Sさんは教師にも評判が悪いようです。自分の意見に固執し、教師の助言を容れないような態度が目立ったため、「わがまま」であると評価されていました。

さて、森田先生は、発表会の昼休みの時間に、Sさんに対し、周囲がSさんの行動に反感をもっていることを告げ、理由を尋ねました。どうやら、Sさんは聴覚過敏の傾向があるようでした(本人はそう明言はしませんでした)。しかし、それにかかわる配慮申請は大学には出されていませんでした。出されていれば、とうぜん、森田先生も他の先生もそれを知らされたはずです。

森田先生は、周囲に理由を告げ理解を求めるようアドバイスをしたが、拒否されました。本人は自分の症状のことを人に知られたくないようでした。プライドの高い彼は、周囲に自分の「弱み」を知られることにはがまんがならないようでした。Sさんは「自分はちゃんと発表を聞いているのだから、ヘッドフォンをつけていることのどこが問題なのだ?」と主張します。

森田先生を含めた留学生センターの教員は、昼食を取りながらこの件について話し合いました。

吉見先生:『『決まりごと』だから』でいきましょう。「決まりごと」に従いヘッドフォンを取るか、聴覚過敏のことを話して了解を求めるかを選ばせましょう。

森田先生:そんな決まりごとはありませんよ。

吉見先生:でも、発表会のときは人の話を聞くのは常識でしょう?

森田先生:彼は「聞いている」と主張していますよ。

吉見先生:本人がみんなに理由を説明できないのなら、我々が代わって説明したら……

シム先生:本人が望まないのに個人的事情を暴露したら、それは「アウティング」ではないでしょうか。絶対だめですよ。

吉見先生:日本の習慣では、教室の中では帽子を取らなければならないんですよ。ましてや……

内山先生:あっ、教室の中での脱帽は強制していませんよ。イスラム教徒のスカーフも、ユダヤ教徒の帽子も許容しているじゃありませんか。

吉見先生:そんなことを言って、みんな授業中に音楽を聴くようになったらどうするんですか?

森田先生:彼は音楽を聴いているわけではありません。

吉見先生:だって、見分けがつかないでしょ!

内山先生:あの……話が逸れていますよ。

吉見先生:イスラム教徒やユダヤ教徒は別にしても、日本人には帽子を取らせているわけでしょう?

シム先生：国籍や宗教によって対応を変えるのはどうかと思います。

古川先生：わたしは、日本人にも帽子をかぶることを認めていますよ。以前、研究のストレスで円形脱毛症になった大学院生が許可を求めてきたので、それ以来、申告不要でかぶらせています。

吉見先生：そういう特殊な事例は別にして……

古川先生：その院生は、吉見先生が指導している院生でしたから、同じような院生がまた現れるかもしれませんよ。そうそう、「帽子はかぶったままでよい」と告げたら、髪を染めるのを失敗した学生がかぶってきました。人助けになったと思います。

シム先生：病気の治療で髪が抜ける例もありますからね。

吉見先生：しかし、学校に配慮申請が出ていない以上、そんな配慮は……

古川先生：申請が出たら配慮をするのは義務です。申請がなかったら配慮をしてはいけないということにはならないでしょう。ましてや、「過度な負担」とは無縁の配慮ですし。

吉見先生：でも、公平性を欠くような配慮はできませんよ。他の学生がヘッドフォンをかけたいと言ってきたら……

森田先生：音楽を聴くのを許可するわけではないんだから……

吉見先生：だって、見分けがつかないでしょ！

内山先生：あの……話が逸れていますよ。

話し合いのらちがあかないので、森田先生は、S さんを納得させられる、ある解決策を提示しました。このプライドが高く、周囲の反感を気にしないように見えた S さん自身も、困っていないわけではなかったようでした。森田先生の示す解決策に納得し、それを受け入れると、彼自身もほっとしているように見えたからです。午後の発表会、2 日目の発表会も、S さんはアドバイスどおりにしていました。他の学生や教員が向ける訝しげな眼差しにさほど変化はありませんでしたが、S さんが主体的に発表会に参加しようとしている姿勢は伝わったようです。

S さんのように人前で自分の要求を主張できる学生ばかりではなく、人には言えず黙って我慢していて、教師がそれに気がつかずに学期が終わってしまう学生もいるのではないかと、また、必修の授業でなければ、学生は授業に出なくなってフェイドアウトしてしまい、その学生の困りごとには誰にも気がつかないということもあるのではないかと……というのが、教師たちの感想でした。

これから先は、ケースについて考えます

ケースについて、個人レベル、学習空間レベル、社会レベルという三つのレベルの問いに即して考えることをとおし、ケースが埋め込まれている状況を詳細かつ多面的に理解します。

いずれの問いに関しても、明確な答えはありません。ケースをもとに、各自で想像したり、グループのメンバーとやりとりしたりすることとおし、自分なりの答えを見出します。

問 A: 個人レベルの問い

- Q1: Sさん自身は、周囲に事情を話すべきだったと思いますか?「話すべき」だとしたら、その根拠は何ですか?また、教員はSさんに事情を話すよう説得すべきだったと思いますか?「説得すべき」だとしたら、その根拠は何ですか?
- Q2: このケースで、もし、Sさん以外の学生が「なぜ、Sさんはヘッドフォンをかけたままにいるのか?」と教員に質問をしてきたら、どのように対処すればよいと思いますか?
- Q3: Sさんがヘッドフォンをつけたままにいることに対する周囲の感情には、Sさんのふだんの態度(頑な、批判的、攻撃的……)に対する反感が影響を与えていた可能性があると思いますか?

問 B: 学習空間レベルの問い

- Q1: たとえば、森田先生が自分のクラスの授業の際には、Sさんの事情を察して遮音器具の代わりに音楽用ヘッドフォンの装着を認めていたとします。では、このように複数のクラスが合同でおこなう発表会のような場で、それが問題となった場合、関係者(教職員、他の学生など)に説明をする必要があるとして、それをすべきなのはSさんでしょうか、森田先生でしょうか。また、Sさんが学校内で参加するすべての催しや授業で説明をしないといけないのでしょうか?
- Q2: このような問題が起こらないようにするため、教室ひいては学校全体の学習環境に関して、教職員および学校が事前にできることは何だと思いますか?

問 C: 社会レベルの問い

- Q1: 今回のようなケースで、特別な申請や開示なしに特定の学生に対し特別な措置を認めたことに対して、「『障害』『疾病』のための特別な措置なのだから、その理由(障害、疾病)をある程度、開示することはやむをえないのでは?」という疑問を持つ人もいるかもしれません。あなたはそれに対して、どう思いますか?
- Q2: 公式に配慮申請をすることを学習者がためらう原因の1つに、配慮申請をして授業の中で「特別扱い」をされることが、自分の「弱点をさらす」ことになるという考えかたがあるかもしれません。あなたは、このような考えかたについてどう思いますか?
- Q3: このケースでも言及されている「授業中は脱帽すべき」というルールはよく耳にします。他にも、「授業中は飲食をしてはならない、勝手に席を立ってはならない……」というルールもあるようです。それらは、他の社会から来た人にも適用しないといけないルールだと思いますか?日本に住む人がすべて従わなければならないルールだと思いますか?そもそも、日本に数多くある「教室でのタブー」は、すべて学習の進行のために本当に必要なものだと思いますか?不要なものがあるとしたら、それは何でしょう?